

## 点検評価表(外郭団体)

## I 団体の概要

(令和6年4月1日現在)

団体名	公益財団法人静岡県漁業振興基金		
所在地	静岡市葵区追手町9番18号	設立年月日	昭和53年12月22日
代表者	代表理事 藪田 国之	県所管課	経済産業部水産資源課
設立に係る根拠法令等	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律		
団体の沿革	・昭和60年9月 沿岸漁場整備開発法に基づく指定法人に指定 ・昭和63年4月 法人の名称を「静岡県漁業振興基金」に改称 ・平成22年12月 公益法人に移行		
運営する施設	-		
団体ホームページ	<a href="http://www.so-gskikin.jp/">http://www.so-gskikin.jp/</a>		

出資者	出資額(千円)	比率(%)
静岡県	1,575,000	48.0
南駿河湾漁業協同組合	1,019,729	31.0
浜名漁業協同組合	108,273	3.3
静浦漁業協同組合	84,860	2.6
その他	496,138	15.1
基本財産(資本金)計	3,284,000	100.0

役職員の状況(人)			
常勤役員	1	常勤職員	-
うち県OB	1	うち県OB	-
うち県派遣	-	うち県派遣	-
非常勤役員	20	非常勤職員	1
役員計	21	職員計	1

## II 点検評価(団体の必要性)

## 1 団体の設立目的(定款)

この法人は、沿岸漁業の振興と海洋資源の培養に関する事業を行い、もって静岡県の水産業及び県民生活の向上に寄与することを目的とする(定款第3条)。

## 2 団体が果たすべき使命・役割

漁業振興対策、漁業公害対策、漁業環境保全対策等に関する事業に対して助成を行うとともに、マダイ・ヒラメ等の種苗放流を行う栽培漁業を推進し、沿岸漁業の振興と重要魚類等の海洋資源の維持・増大を図ることによって、優れた水産物・食糧の国民・消費者への安定供給に寄与する。

## 3 団体を取り巻く環境

区分	内容
団体を取り巻く社会 経済環境の変化や新 たな県民ニーズ	・沿岸漁業の振興においては、生産性の向上のみならず、生産から販売までの一連の取組の強化が求められている。 ・マダイ・ヒラメ等の種苗放流を行う栽培漁業においては、水産資源の状態や生態系への影響、県内関係団体の要望等を勘案して、県が令和4年度末に第8次静岡県栽培漁業基本計画を策定した。
行政施策と団体活動 との関係(役割分担)	県が企画・調整を行う栽培漁業の推進について、当該法人は沿岸漁場整備開発法に基づき県知事から指定された団体として、主要な事業の実施、関係団体等との連絡・調整、事業効果の普及など中核的な業務を担っている。
民間企業や他の団体 との関係(役割分担)	団体が種苗を購入し、伊豆、中部、榛南地域(マダイ)、沼津、榛南地域(ヒラメ)の各地域の漁業協同組合に委託して中間育成した後、地元漁業者の協力を得て海域へ放流する。

#### 4 事業概要

(単位:千円)

区分	事業名	事業概要	R5 決算	R6 予算
自主事業	漁業振興公害対策事業	漁業振興対策、漁業公害対策、漁業環境保全対策及び漁業に関する教育広報に寄与する事業を行う団体に対して助成を行う。	7,919	8,810
県補助	栽培漁業推進事業	種苗放流等により沿岸漁業資源の維持・増大を図る栽培漁業を推進する。	44,021	45,020
合 計			51,940	53,830

#### 5 事業成果指標

指標の名称(単位)	目標(上段)及び実績(下段)				目標値(年度)
	R3	R4	R5	評価	
沿岸漁業生産量全国シェア(%)	3.2	3.2	3.2	-	3.2 (毎年度)
	2.0	1.7	(集計中)		
助成件数(件)	18	11	11	A	11 (毎年度)
	11	11	11		
マダイ放流尾数(千尾)	1,050	1,050	1,050	B	1050 (毎年度)
	1,028	974	962		
ヒラメ放流尾数(千尾)	320	320	320	A	320 (毎年度)
	261	310	321		
経常収益に対する経常増減額の割合(5年間平均値)(%)	±20%以内	±20%以内	±20%以内	A	±20%以内 (毎年度)
	-4.1	-2.8	1.1		
種苗一尾あたり放流コスト(円/尾)	35.4	35.4	37.1	A	37.1 (R5~)
	34.5	35.4	35.3		

※評価 … A:目標達成 B:目標未達成 C:目標未達成(乖離大)

#### 6 事業成果の総括評価

団体の自己評価		県所管課による評価	
判定	評価	判定	評価
○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二つの公益事業のうち、漁業振興公害対策事業(以下、助成事業)は公益性、受益者数、費用対効果を重視して実施している。</li> <li>・栽培漁業推進事業(以下、栽培事業)については、ヒラメ、マダイとも、計画数に近い放流を実施した。</li> <li>・浜岡原発の停止状態が続く中、安定した種苗生産ができず、放流事業に影響を与える場合がある。</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成事業である自主事業については、財務改善のため、H30に団体が策定した運営計画に従い、事業が長期にわたり継続できるようにした。そうした状況下で、沿岸漁業の振興を支援する効果の高い事業を採択しており、団体が果たすべき使命・役割を適切に果たしていると考えられる。</li> <li>・県補助である栽培事業の種苗放流については、マダイでは放流目標の92%、ヒラメでは100%を達成しており、水産資源の維持・増大及び水産物の安定供給に資する役割を担っていると考えられる。</li> </ul>

※判定欄 … ○:良好 △:改善を要する ×:抜本的な改革が必要

## 7 団体の必要性の評価

団体の自己評価		県所管課による評価	
判定	評価	判定	評価
○	<p>当団体が行っている栽培事業については、県の総合計画や県が策定した第7次栽培漁業基本計画に沿って事業を実施してきた。令和5年度からは第8次栽培漁業基本計画に基づき事業を実施している。当団体は放流効果を実証する県下唯一の指定法人となっており、海洋資源を維持するという公益性の高い事業を実施していると認識している。</p> <p>また、もう一つの公益事業である助成事業も、受益者数や費用対効果を重視して事業採択しており、今後もこの姿勢を継続する。</p>	○	<p>国民の魚介類摂取量と水産資源の減少が懸念される中、沿岸漁場整備開発法に規定される指定団体として、本県栽培漁業の円滑な推進を図るとともに、本県沿岸漁業の振興に必要な漁業振興対策、漁業環境保全対策などについて幅広く支援を行っている。</p> <p>当団体は、県内水産業の発展と水産物の安定供給などの役割を果たす重要な団体であり、類似した活動を行う団体は県内に存在しないため必要性は高い。</p>

※判定欄 … ○:良好 △:改善を要する ×:抜本的な改革が必要

## 8 団体改革の進捗状況(過去の行政経営推進委員会からの意見への対応状況)

行政経営推進委員会意見 (経営健全性に係る意見を除く)	対応状況	
	団体記載	県所管課記載
漁獲だけでなく、加工、販売まで幅広い取組への支援方法を検討	○ 助成事業については、市場統合や高度衛生化、漁獲物の付加価値を上げる取組を優先して採択している。	○ 水産物の加工・販売促進や、漁業体験・観光などに関連する事業を積極的に採択し、6次産業化等への取組を支援している。

※○:対応済 △:対応中 ×:未対応

### Ⅲ 点検評価(経営の健全性)

#### 1 財務状況

(単位:千円)

区分	R3 決算	R4 決算	R5 決算	評価	備考(特別な要因)	
健全性指標	単年度収支 (d-h)	-854	-1,390	146	A	
	経常損益 (a+b-e-f)	-854	-1,390	146	A	
	公益目的事業会計	-847	-1,299	24	/	
	収益事業等会計	-	-	-	/	
	法人会計	-7	-91	122	/	
	剰余金	51,169	59,117	59,264	A	

※評価 … A:プラス B:特別な要因によるマイナス C:マイナス

区分	R3 決算	R4 決算	R5 決算	主な増減理由等	R6 予算	
資産の状況	資産	3,605,295	3,437,680	3,359,827		3,337,629
	流動資産	51,536	59,660	63,482		51,999
	固定資産	3,553,759	3,378,020	3,296,345	有価証券の時価の減	3,285,630
	負債	1,417	1,693	5,388		1,682
	流動負債	272	543	4,218		254
	固定負債	1,145	1,150	1,170		1,428
	正味財産/純資産	3,603,878	3,435,987	3,354,439		3,335,947
	基本財産/資本金	3,552,709	3,376,870	3,295,175		3,284,300
	剰余金等	51,169	59,117	59,264		51,647
	運用財産	-	-	-		-
収支の状況	事業収益 (a)	25,474	27,253	26,468		26,615
	うち県支出額	3,286	4,160	4,160		4,160
	(県支出額/事業収益)	(12.9%)	(15.3%)	(15.7%)		(15.6%)
	事業外収益 (b)	40,074	39,637	39,468		39,350
	うち基本財産運用益	39,850	39,576	39,348		39,346
	特別収益 (c)	-	-	-		-
	うち基本金取崩額	-	-	-		-
	収入計 (d=a+b+c)	65,548	66,890	65,936		65,965
	事業費用 (e)	61,019	62,955	60,617	栽培事業の施設整備費の減	68,118
	うち人件費	6,874	6,577	6,558		6,744
	(人件費/事業費用)	(11.3%)	(10.4%)	(10.8%)		(9.9%)
	事業外費用 (f)	5,383	5,325	5,173		5,464
	特別損失 (g)	-	-	-		-
支出計 (h=e+f+g)	66,402	68,280	65,790		73,582	
収支差 (d-h)	-854	-1,390	146		-7,617	

## 2 経営改善の取組の実施状況と評価

R1より、主事業である栽培事業を継続させるため、保有する債券(基金)の組換えと片寄せを行い、栽培事業の利息収入を確保するとともに、漁業振興公害対策事業の事業規模を段階的に縮小させる運用計画を作成、実行しており、経営改善を着実に進めている。

## 3 赤字の要因(前年度の単年度収支、経常損益が赤字の団体のみ記載)

--

## 4 経営の健全性の総括評価

団体の自己評価		県所管課による評価	
判定	評価	判定	評価
○	<p>公益法人として、健全な運営のための収支均衡、収支相償に配慮しつつ、適宜債券買替を行い公益事業の安定的な継続に努めるよう取り組んできた。</p> <p>しかし低金利が続く中、特に栽培基金については、県の栽培漁業基本計画どおり実施していくと、R1には資金ショート懸念があったので、「2 経営改善の取組の実施状況と評価」に記載されたとおりの取組を実施し、最新の計画では令和12年度まで、二つの公益目的事業が健全に運営できる目途がついている。</p>	○	<p>二つの公益事業のうち、主要事業である栽培漁業推進事業に収益を重点的に充当できるよう、R1に債券の組み換えを進めるなど、経営改善に向けた道筋が付けられ、計画が実行されてきた結果、R5のように黒字となる年もあり、徐々にではあるが経営改善が進んでいると考えられる。</p>

※判定欄 … ○:良好 △:改善を要する ×:抜本的な改革が必要

## 5 団体改革の進捗状況(過去の行政経営推進委員会からの意見への対応状況)

行政経営推進委員会意見 (経営健全性に係るもの)	対応状況	
	団体記載	県所管課記載
-		

※○:対応済 △:対応中 ×:未対応

## IV 改善に向けた今後の方針

### 1 点検評価を踏まえた経営の方向性

今後の展望、中期的な経営方針(団体記載)	団体の方針に対する意見等(県所管課記載)
<p>現在、日銀の低金利政策が継続しており、この低金利は今後も続くと予想される。R1に、基金の組換えと、R12までの債券運用計画と事業実施計画を策定した。</p> <p>当基金の基本財産は、約33億円あり、少ない金額と認識している。今後も、計画通り債券売却を進めながら事業を実施していくとともに、保有債券の償還時期や利率、金利動向等を考慮し、適宜見直しを行っていく。</p>	<p>団体記載にもあるように、債券の運用計画については、保有債券の償還時期や利率、金利動向等を注視しつつ、適宜見直しを行うことが必要である。</p> <p>また、事業実施計画では、2本の公益事業のうち、現在の主要事業である栽培推進事業の規模を維持する一方で、助成事業(施設整備に関するメニュー)の規模を段階的に縮小することになっている。同様のメニューは県の補助制度の利用により漁業者や漁協への影響を最小限に抑えることが必要である。</p>

### 2 今年度の改善の取組

団体の取組(団体記載)	団体の取組に対する意見等(県所管課記載)
<p>計画通りに債券運用を実施するとともに事業費削減を図る。特に漁業振興基金については助成費の削減を計画的に実施していく。</p>	<p>左記の取組を確実に実施していくべきと考える。</p>

## V 組織体制及び県の関与

### 1 役職員数及び県支出額等

(単位:人、千円)

区分	R3	R4	R5	R6	備考(増減理由等)
常勤役員数	1	1	1	1	
うち県OB	1	1	1	1	
うち県派遣	-	-	-	-	
常勤職員数	-	-	-	-	
うち県OB	-	-	-	-	
うち県派遣	-	-	-	-	
県支出額	3,286	4,160	4,160	4,160	
補助金	3,286	4,160	4,160	4,160	
委託金	-	-	-	-	
その他	-	-	-	-	
県からの借入金	-	-	-	-	
県が債務保証等を付した債務残高	-	-	-	-	

※役職員数は各年度4月1日時点、県支出額は決算額(当該年度は予算額)、借入金・債務残高は期末残高

### 2 点検評価(団体記載)

項目	評価	評価理由
定員管理の方針等を策定し、組織体制の効率化に計画的に取り組んでいるか	○	常勤は、常務理事兼事務局長1人、非常勤職員1人の2人体制で運営しており、必要最小限まで合理化している。 また、R4.5.27の評議員会をもって評議員20名→12名、監事3名→2名へと定数を削減した。
常勤の役員に占める県職員を必要最小限にとどめているか	○	当基金の常勤役員は1名であり、必要最小限である。
常勤の職員に占める県からの派遣職員を必要最小限にとどめているか	-	-

※ 評価欄 … ○:基準を満たしている △:基準を満たしていないが合理的理由がある ×:基準を満たしていない

### 3 点検評価(県所管課記載)

項目	評価	評価理由
県からの派遣職員について、必要性、有効性が認められるか	-	-
県からの補助金等の支出や借入金等について、必要性、有効性が認められるか	○	静岡県が制定した「第8次静岡県栽培漁業基本計画」を確実に実行するため、当該団体の栽培漁業推進事業は必須であり、これまでの事業によりマダイ、ヒラメの資源量の維持に寄与している。

※ 評価欄 … ○:基準を満たしている △:基準を満たしていないが合理的理由がある ×:基準を満たしていない

## VI 更なる効果的事業の実施に向けた取組

### 1 外部意見把握の手法及び意見

区分	実施	結果公表	実施内容	主な意見・評価
外部評価委員会	-	-	-	-
利用者アンケート	-	-	-	-
利用者等意見交換会	○	○	直接の利用者である遊漁者・漁業者及び間接利用者である遊漁船業者の意見等を、事業推進のための地域協議会等の場を通じ聴取し、結果についても報告している。	県漁業士会、県漁協青壮年部等の会合に参加して、情報収集や放流・再捕結果等を報告することで、漁業者だけでなく遊漁船業者・遊漁者が栽培漁業や水産資源の重要性及び基金の必要性を認識したと考えられる点が評価できる
その他 ( )	-	-	-	-

○:実施している／公表している    -:実施していない／公表していない

### 2 事業やサービスの見直し例

- ・ホームページやブログによる情報発信を積極的に行っている。
- ・会議は対面と並行してweb対応も実施しており、合理化を進めることで事業費の削減を図っている。
- ・調査対象者を遊漁者・遊漁船業者まで拡充したことで、事業効果をより正確に把握することが可能になった。